

北海道大学大学院歯学研究院及び薬学研究院ヒトゲノム・遺伝子
解析研究倫理審査委員会内規に関する申合せ

平成15年9月25日申合せ

第2条関係

北海道大学病院歯科関連部門とは、北海道大学病院規程第5条第1項に規定する保存系歯科，咬合系歯科，口腔系歯科及び第6条第1項に規定する高次口腔医療センター並びに北海道大学病院中央診療施設等内規第2条第1項に規定する口腔総合治療部，生体技工部及び歯科外来手術センターをいう。

附 記

この申合せは，平成15年10月1日から実施する。

附 記

この申合せは，平成18年7月31日から実施する。

附 記

この申合せは，平成24年11月27日から実施する。

附 記

この申合せは，平成29年4月1日から実施する。